

## 国税当局による海外資産の監視が強化

国外にある資産の把握のため、国税庁が2014年から報告を義務づけた「国外財産調書」の提出制度が開始されて5年が経過しました。この制度に関して、最近、不提出での初の刑事告発事例や口座情報交換も活発化され、国税当局が富裕層の海外資産への監視を強めています。

### ◆ 国外財産調書制度とは

国外財産調書制度とは、適正な課税の確保のため、国外に5,000万円を超える財産(預金、有価証券や不動産など)を持つ日本国内の居住者に、その内容を記した国外財産調書の提出を義務づける制度です。2014年度から始まり、現金預金、不動産、有価証券、骨董品や貴金属類まで、その年の年末時点で国外にあるすべての財産が対象となります。この書類は、翌年3月15日までに税務署に提出しなければなりません。なお、この制度は、国内での課税を回避するため、海外のタックス・ヘイブン(租税回避地)に資産を移す富裕層の動きに歯止めをかける狙いがあり、財産債務調書制度などとともに、富裕層への課税・監視体制強化策のひとつとされています。

### ◆ 報告義務違反による初の刑事告発も

海外資産の報告が義務付けられ、2019年で5年。「国外財産調書」の提出を怠ったとして、5月末には男性会社役員が国外送金等調書法違反容疑で初めて刑事告発されました。国外財産調書の提出を怠るケースはいまだに多いとみられ、国税当局は各国と金融口座の情報を交換する新制度も活用しながら、適正な申告を促しています。

この会社役員の告発が明らかになった2019年7月以後、日本やアジア諸国で活動する弁護士のもとに、国外財産調書を提出していない富裕層からの相談が寄せられているようです。これらに対して弁護士は、提出しないと処罰の対象になることを説明し、漏れなく申告するようアドバイスしているといいます。

経済のグローバル化に伴って海外に大きな資産を持つ富裕層が増加したことを踏まえ、2014年に国外財産調書の制度が導入されました。初年だった2014年(2013年末分)の提出は約5,500件、それから徐々に増加して2019年(2017末分)は約9,500件です。ただ、実際の対象者はこれを大幅に上回るとみられています。

もともと海外資産に関連した調査は国税当局の重点分野です。国外財産調書の不提出や虚偽記載には、1年以下の懲役や50万円以下の罰金刑が科されますが、これまでは行政処分が先行し、刑事罰は適用されてきませんでした。

今回初めて刑事告発したケースについては、個人で家具の輸入仲介販売を営んでいた会社役員の男性で、2017年までの3年間で計約2億1500万円の所得を隠し、8300万円を脱税した所得税法違反の疑いも持たれています。この脱税の調査の過程で国外財産調書の不提出が明らかになったようです。



昨年からは世界各国の金融口座情報が自動的に交換されるCRS(共通報告基準)という制度の運用も開始しており、これが活発に利用され、解明が難しかった海外が絡む資産隠しの端緒がつかみやすくなっています。

つまり、今後は、海外預金について、非常に細かい情報を持って調査に来るケースが多くなり、これらは間違いなくCRSで情報を取得していると推察されます。国外財産調書の不提出を含めて、富裕層の海外資産がさらに厳しくチェックされるようになることが予想されます。

### CONTENTS

国税当局による	
海外資産の監視が強化	..... P.1
今年も大幅な引上げとなる	
最低賃金	..... P.2
副業と無申告によるペナルティ	..... P.2
公正証書遺言の	
作成件数が11万件超	..... P.3
節税対策や銀行融資が優遇!	
経営力向上計画を活用しよう!	P.4
間接業務での	
クラウドサービス利用状況	..... P.5
10月度の税務スケジュール	..... P.6
今月の名言録	..... P.6
無料相談会実施中	..... P.6



## 今年も大幅な引上げとなる最低賃金

### ◆ 最低賃金の種類と改定タイミング

賃金については、都道府県ごとにその最低額(最低賃金)が定められており、企業はその額以上の賃金を労働者に支払うことが義務付けられています。この最低賃金には、都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「特定(産業別)最低賃金」の2種類があります。このうち「地域別最低賃金」は、毎年10月頃に改定されることになっており、2019年度についても全都道府県の地域別最低賃金の改定額が決定しました。

### ◆ 2019年度の地域別最低賃金と発効日

2019年度の地域別最低賃金と発効日は、下表の予定となっています。すべての都道府県で26円以上の引上げとなり、中でも東京都と神奈川県は、ついに1,000円台となりました。パートタイマー・アルバイト等の時給者の賃金が、最低賃金を下回っていないかどうかを確認するとともに、月給者についても1時間あたりの賃金額を算出し、確認するようにしましょう。

2019年度の地域別最低賃金 (単位:円)

都道府県名	最低賃金時間額		引上額	発効年月日	都道府県名	最低賃金時間額		引上額	発効年月日
	改定前	改定後				改定前	改定後		
北海道	835	861	26	2019年10月3日	滋賀	839	866	27	2019年10月3日
青森	762	790	28	2019年10月4日	京都	882	909	27	2019年10月1日
岩手	762	790	28	2019年10月4日	大阪	936	964	28	2019年10月1日
宮城	798	824	26	2019年10月1日	兵庫	871	899	28	2019年10月1日
秋田	762	790	28	2019年10月3日	奈良	811	837	26	2019年10月5日
山形	763	790	27	2019年10月1日	和歌山	803	830	27	2019年10月1日
福島	772	798	26	2019年10月1日	鳥取	762	790	28	2019年10月5日
茨城	822	849	27	2019年10月1日	島根	764	790	26	2019年10月1日
栃木	826	853	27	2019年10月1日	岡山	807	833	26	2019年10月2日
群馬	809	835	26	2019年10月6日	広島	844	871	27	2019年10月1日
埼玉	898	926	28	2019年10月1日	山口	802	829	27	2019年10月5日
千葉	895	923	28	2019年10月1日	徳島	766	793	27	2019年10月1日
東京	985	1,013	28	2019年10月1日	香川	792	818	26	2019年10月1日
神奈川	983	1,011	28	2019年10月1日	愛媛	764	790	26	2019年10月1日
新潟	803	830	27	2019年10月6日	高知	762	790	28	2019年10月5日
富山	821	848	27	2019年10月1日	福岡	814	841	27	2019年10月1日
石川	806	832	26	2019年10月2日	佐賀	762	790	28	2019年10月4日
福井	803	829	26	2019年10月4日	長崎	762	790	28	2019年10月3日
山梨	810	837	27	2019年10月1日	熊本	762	790	28	2019年10月1日
長野	821	848	27	2019年10月4日	大分	762	790	28	2019年10月1日
岐阜	825	851	26	2019年10月1日	宮崎	762	790	28	2019年10月4日
静岡	858	885	27	2019年10月4日	鹿児島	761	790	29	2019年10月3日
愛知	898	926	28	2019年10月1日	沖縄	762	790	28	2019年10月3日
三重	846	873	27	2019年10月1日					

## 副業と無申告によるペナルティ

会社を通さずに報酬を得る“闇営業”が一時世間を騒がせました。芸能界の不祥事と遠巻きに見ることもできますが、同様の出来事を会社員に置き換えた場合、副業で得た報酬を申告していなかった状態と重なります。給与所得者が給与以外の収入を得ていて申告しなかった場合、どのようなペナルティを受ける必要があるのでしょうか。

年末調整を受ける給与所得者のうち、主に次の要件に該当すると確定申告が必要です。



- ① 給与の年間収入が2,000万円超
- ② 1か所から給与の支払いを受けていて、給与所得及び退職所得以外の所得の合計額が20万円超
- ③ 2か所以上から給与の支払いを受けていて、主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得の合計額が20万円超

このうち、副業をしている場合は、②に該当するケースが多いと思われます。

無申告によるペナルティでは、「延滞税」(通法60)と「無申告加算税」(通法66)があります。延滞税の割合は、納期限の翌日から2か月経過日までの納付で年2.6%、2か月経過日翌日以後の納付で年8.9%(いずれも2019年中の場合)。それに対して、無申告加算税は納付すべき税額に対して、50万円まで15%、50万円超の部分に20%が課せられます。ただし、税務調査の通知より前に自主的に期限後申告した場合は、5%に軽減されます。

また、悪質な無申告等に対しては、「重加算税」(通法68)があります。納税者が事実の隠蔽・仮装をして、過少申告又は無申告だった場合、本来課せられる基礎税額の35~40%が課せられることとなります。

なお、申告はしていたのに計算誤り等で納付額が本来よりも少なかった、又は、税務署から申告額の更正を受けたといった場合は修正申告を行います。その際には、「過少申告加算税」(通法65)が課せられ、新たに納める税額の10%相当額が必要になってきます。

## 公正証書遺言の作成件数が11万件超

遺言書には、公正証書遺言、自筆遺言、秘密証書遺言の3種類があります。この中で、自筆証書遺言と秘密証書遺言は、作成時点でその内容を第三者に知られることがなく、生前に見つからなければ、プライバシーを守ることができるので、手軽に作成できますが、本人の死後に家庭裁判所で検認の手続きが必要となり、場合によっては認められないこともあります。そこで最近増えてきているのが、公正証書遺言です。これは家庭裁判所での検認の必要がありません。

### ◆ 公正証書遺言とは

公正証書遺言は、遺言者本人が公証人役場に出向き、証人2人以上の立会いのもとで遺言の内容を話し、公証人が筆記します。公証人は記録した文章を本人と証人に読み聞かせたり、閲覧させたりして筆記の正確さを確認し、それぞれの署名・捺印を求めます。これに公正証書遺言の形式に従って作成した旨を公証人が記載し、署名・捺印して完成します。

また、言葉の不自由な方や耳の不自由な方の場合は、本人の意思を伝えることのできる通訳を介して遺言を作成することができます。なお、相続人になる可能性のある人(推定相続人)、直系血族、未成年者、受遺者などは、公証人役場での証人になることはできません。

### ◆ 11万件を超えた作成件数

この公正証書遺言の作成件数は、平成の30年間で2.7倍に増えています。今年3月に発表された日本公証人連合会の統計資料などから、公正証書遺言の作成件数をみると、1989年(平成元年)から2018年(平成30年)の公正証書遺言の作成件数の推移は、右グラフのとおりです。

1989年には40,935件だった公正証書遺言の作成件数は、2014年には10万件を超え、2018年には110,471件となりました。なおこの作成件数には新たな公正証書遺言の作成件数だけでなく、以前に作成したものの訂正や撤回による件数も含まれています(内訳は不明)。



### ◆ 相続法改正の影響は？

公正証書遺言は、遺言者が公証人の前で遺言の内容を口授し、それに基づいて公証人が文章にまとめて作成することから、遺言内容の不備や紛失等の危険性が少ないといったメリットがあります。一方で、作成費用や作成時間がかかるといったデメリットもあります。とはいえ、作成件数は増加傾向にあることから、公正証書遺言にメリットを感じる人が多いようです。

相続法の改正により、2020年7月10日からは自筆証書遺言を法務局で保管できるようになります。そうすると、公正証書遺言の作成件数にも変化が出てくるかもしれません。

遺言書に書く財産総額	公正証書手数料
1,000万円まで	17,000円
3,000万円まで	23,000円
5,000万円まで	29,000円
1億円まで	43,000円

※手数料は財産を譲り受ける人毎に計算し、合計。  
 ※財産総額が1億円未満の場合は、11,000円加算。



## 節税対策や銀行融資が優遇！ 経営力向上計画を活用しよう！

中小企業の成長・発展につながる経営強化のために「中小企業等経営強化法」が、平成28年7月に施行されています。少子高齢化の進展や人手不足などにより厳しい事業環境におかれている中小企業の生産性向上を国が支援することにより、中小企業の経営基盤を強化することが目的とされています。この法律に基づいて業種毎の現状認識、課題や目標等の経営力向上に関する指針をまとめた「事業分野別指針」が策定されており、この指針を踏まえて各企業で作成した計画を「経営力向上計画」といい、この活用により、税制面や融資などさまざまなメリットが享受できます。

### 経営力向上計画とは

「経営力向上計画」とは、中小企業の経営力向上を通じて日本の経済成長を実現することを目的とした、国による中小企業支援策の一つです。国が支援する背景には、多くの中小企業が経営計画を作成していないという現状があります。

今取り組んでいる事業をより成長させるために、自社の状況や自社を取り巻く外部環境について考え、その課題や対応策を盛り込んだ経営計画を立案し、目標を持って経営することで、経営力が向上するであろうというのが「経営力向上計画」の背景にある考え方であり、資本金10億円以下、従業員2,000人以下のどちらかを満たしていれば個人や法人を問わず対象となります。

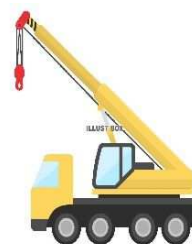
経営力の向上となる計画として設備投資あるいは人材育成やコスト管理等があり、計画を国に提出して認定を受けることで税務や資金調達などの各種特典を活用することができます。

「経営力向上計画」を活用することによって受けられる主なメリットを下記にご紹介します。

### (1) 即時償却・税額控除の適用

建物附属設備、機械装置、器具備品、ソフトウェアなど、一定の設備投資を行うとき、その投資の規模や効果についてまとめた経営力向上計画を策定し、認定を受けることで、一定の優遇税制を適用することができます。

- ・即時償却 設備取得と同時に、全額(100%)を損金処理できます。
- ・税額控除 取得価額の10%相当額の税額控除を受けることができます。※一定の制限額があります。



### (2) 所得拡大促進税制の上乗せ……税額控除15%⇒25%へ

従業員に対する賃金の支払額が増加した場合、対前年比増加額の15%の税額控除が受けられますが、経営力向上計画が認定され、その計画に基づいて経営力向上がなされている場合の税額控除は増加額の25%まで引上げられます。

### (3) 日本政策金融公庫からの制度融資

新事業の開拓や経営の多角化などを進める中小企業に対し、「新事業活動促進資金」という制度融資があります。この融資を活用するには経営力向上計画の認定が条件であり、融資を受けられると日本政策金融公庫が掲げる基準金利の▲0.9%という低金利となる可能性があります。

### (4) 固定資産税が最大3年間ゼロ

設備投資については導入前に市町村に対し「先端設備等導入計画」の認定を受けることにより、その設備に対する固定資産税(償却資産税)が最大3年間ゼロになる制度もあります。この制度は経営力向上計画の認定だけでは受けられないものであり、必ず設備導入前の認定という厳しい条件があるため、より計画的に進める必要があります。

### (5) その他のメリット

M&A実施時における優遇税制(登録免許税や不動産取得税の減免)や、ものづくり補助金などの申請に関する審査時に加点がされるなど多種多様な特典が用意されています。

### ◆ 経営力向上計画の認定にあたっての注意事項

この制度を活用するにあたり、経営力向上計画の国の認定は、当該事業年度末までに取得していなければなりません。ただし、設備投資の場合、基本的には設備取得前に申請をし、その計画について認定を受ける必要がありますが、例外として設備取得後60日以内に申請が受理されれば受けることは可能です。

計画の申請から認定までは1ヶ月以上かかる場合があり、決算期末間際の設備投資については優遇税制の適用漏れがないように、余裕を持った計画申請が必要です。

随时、申請のサポートをしていますので  
お気軽にご相談ください。



## 間接業務でのクラウドサービス利用状況

生産性向上のために、ITを導入する企業も少なくありません。ここでは近年利用が進んでいるクラウドサービスと、その中でも、いわゆる間接業務でのクラウドサービスの利用状況をみていきます。

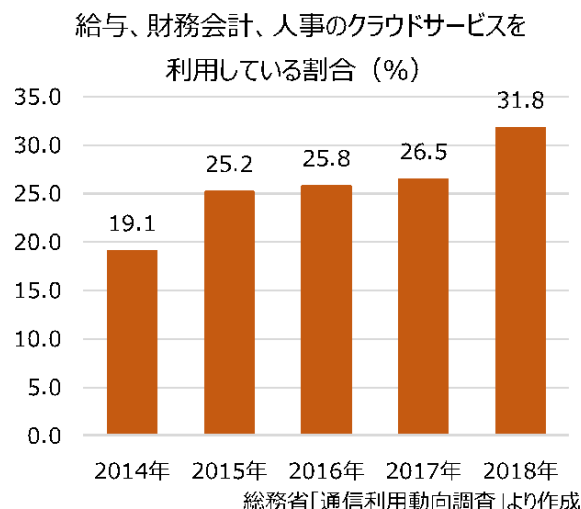
### ◆ 利用割合は60%に迫る

今年5月に総務省が発表した「2018年通信利用動向調査」などから、クラウドサービスを利用している企業の割合をみると、2014年(平成26年)時点では38.1%でした。その後、2017年に初めて50%を超え、2018年には58.3%と60%に迫る勢いとなり、かなり世の中に浸透してきている状況が伺えます。

### ◆ 間接業務での利用状況

次にクラウドサービス利用企業のうち、間接業務(ここでは給与、財務会計、人事)でクラウドサービスを利用している企業の割合をまとめると、右グラフのとおりです。

2015年に20%、2018年には30%を超え、徐々にはその利用が増えてきていますが、その内容が、人事・給与や財務会計など会社の重要事項に関するものなので、普及スピードは遅いのかもかもしれません。



### ◆ 利用する理由は

次に2018年の結果から、間接業務にクラウドサービスを利用する理由別に利用割合をまとめると、右表のとおりです。

システムベンダーに提案されたから、災害時のバックアップとして利用する割合が高く、40%を超えました。

2018年の調査によると、クラウドサービス利用企業は利用していない企業に比べて労働生産性が高くなっています。様々な分野のクラウドサービスがありますので一概にはいえませんが、まだ利用していない企業も、検討してみるのも悪くはないかもしれません。

システムベンダーに提案されたから	41.7
災害時のバックアップとして利用	41.3
安定運用、可用性が高くなるから (アベイラビリティ)	39.6
資産、保守体制を社内を持つ必要がないから	39.3
サービスの信頼性が高いから	38.0
システムの拡張性が高いから (スケーラビリティ)	37.2
システムの容量の変更などが迅速に対応できるから	36.9
既存システムよりもコストが安いから	33.6
どこでもサービスを利用できるから	27.4
その他	28.5

総務省「平成30年通信利用動向調査」より作成

## 10月度の税務スケジュール

内 容	期 限
9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 10月10日(木)
特別農業所得者への予定納税基準額等の通知	通知期限 10月15日(火)
8月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞	申告期限 } 納付期限 } 10月31日(木)
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞	
2月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)	
消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告 ＜消費税・地方消費税＞	
消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2ヶ月分)＜消費税・地方消費税＞	
個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)	

## 今月の名言録

### 積極的な言葉の習慣をつくる

痛くてどうにもしようがない、といって、どうにかしようがあるか。  
よく考えてごらん。つまらないことだ。

たとえば、時候のようなものも、暑いときでも「暑いなあ、やりきれないなあ」これがいけない。  
暑い寒い感覚だからそれはいって悪いとはいわない。

「暑いなあ」といったなら、あとにもっと積極的なことをいったらよいではないか。

「暑いなあ、余計元気が出るなあ」と。「丸い卵も切りようじゃ四角、もののいいようじゃ角が立つ」というではないか。

ところがあなた方は「ものいえば唇さむし秋の風」で、言っているそばから自分を傷つけ、人を傷つけている。

気がつかないから言っているんだろう。

しかし、颯爽澆刺として人生の難路を輝かしく突破して進んでいこうとする者は、どんな場合にも自分の言葉や自分の言語で消極的な表現をして、そして自分の実在意識を通じて自分の生命をそこない、なおかつそれを耳で聞いている他の人の心持ちまで悪くしないようにしよう。

その一言一語が自分のみでなく、すべての人々にいい影響を与えるし悪い影響も与える。

だから、常に積極的な言葉を使う習慣をつくりなさい。習慣となれば、それはもうたいした努力をする必要はない。

常に善良な言葉、勇気ある言葉、お互いの気持ちを傷つけない言葉、お互いに喜びを多く与える言葉を使おう。

(「ほんとうの心の力」 中村天風著 PHP研究所)



## 無料相談会実施中！

現在、皆様のみわりの下記のような事項で何かとお困りの方がお見えでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

## 事務所のご案内

〒460-0022

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階

TEL: 052-331-0135

052-331-0145

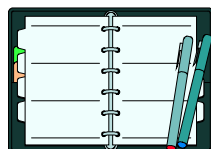
FAX: 052-331-0167

<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、  
下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士  
不動産鑑定士  
社会保険労務士

浅岡 和彦  
佐々木 勝己  
松永 裕美



大津通  
「日本特殊陶業  
市民会館北」交差点  
からすぐです

